

明治四十一年法律第二十九号

刑法施行法 抄

第一条 本法ニ於テ旧刑法ト称スルハ明治十三年

第三十六号布告刑法ヲ謂ヒ他ノ法律ト称スルハ

刑法 施行前ニ公布シタル法律及ヒ勅令、布告ニシテ

法律ト同一ノ効力ヲ有スルモノヲ謂フ

第二条 施行前ニ旧刑法ノ罪又ハ他ノ法律ノ罪ヲ犯シタ

ル者ニ付テハ左ノ例ニ從ヒ

刑法 ノ主刑ト旧刑法ノ主刑トヲ対照シ刑法

第十条 ノ規定ニ依リ其輕重ヲ定ム

ノ刑 旧刑法ノ刑

死刑 死刑

無期懲役 無期懲役

無期禁錮 無期禁錮

有期懲役 有期懲役、重懲役、輕懲役、重禁錮

有期禁錮 有期流刑、重禁獄、輕禁獄、輕禁錮

罰金 罰金

拘留 拘留

科料 科料

第三条 法律ニ依リ刑ヲ加重減輕ス可キトキ又ハ

酌量減輕ヲ為ス可キトキハ加重又ハ減輕ヲ為シ

タル後刑ノ對照ヲ為ス可シ

② 數罪ヲ犯シタル者ニ付テハ併合罪又ハ數罪俱

發ニ關スル規定ヲ適用シタル後刑ノ對照ヲ為ス

可シ

③ 一罪ニ付キ二個以上ノ主刑ヲ併科ス可キトキ

又ハ二個以上ノ主刑中其一ノ科ス可キトキハ

其中ニテ重キ刑ノミニ付キ對照ヲ為ス可シ併合

罪又ハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リ數罪ノ主刑

ヲ併科ス可キトキ亦同シ

第四条 刑法 施行前旧刑法又ハ他ノ法律ノ規定ニ依リ告訴ヲ

待テ論ス可キ罪ヲ犯シタル者ハ

刑法 ノ規定ニ依リ告訴ヲ要セサルモノト雖モ告訴ア

ルニ非サレハ其罪ヲ論セス

第五条 刑法 第六條

ニ依リ旧刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スル場合ニ於

テハ剝奪公權、停止公權、監視又ハ罰金ヲ附加

ス可キトキト雖モ之ヲ附加セス

第六條 刑法 第八條

レタル者ニ之ヲ準用ス

刑法 第八條

レタル者ニ之ヲ準用ス

刑法 第八條

レタル者ニ之ヲ準用ス

刑法 第八條

レタル者ニ之ヲ準用ス

第六條

刑法 施行前ニ犯シタル罪ニ付キ

刑法 施行ノ前又ハ後ニ確定裁判アリタル後

刑法 施行前ニ犯シタル余罪ニ付キ裁判ヲ為ストキハ

左ノ例ニ依ル

一 確定裁判アリタル罪ニ旧刑法又ハ他ノ法律

ヲ適用シタルトキト雖モ

刑法 又ハ

刑法 ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ニ於テハ其罪

ト余罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

二 確定裁判アリタル罪ニ

刑法 又ハ

刑法 ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ヲ適用シタル

トキト雖モ旧刑法又ハ他ノ法律ニ於テハ其罪

ト余罪トニ付キ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リ

左ニ記載シタル者

第七條 刑法 施行前更ニ

刑法 ノ有期懲役ニ相當スル刑ニ該ル罪ヲ犯シ

刑法 施行後其罪ニ付キ裁判ヲ為ストキハ

刑法 又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ニ於テ

ハ累犯ニ關スル規定ヲ準用ス

一 旧刑法又ハ他ノ法律ニ依リ

刑法 ノ懲役ニ相當スル刑ニ処セラレタル者

二 旧刑法又ハ他ノ法律ニ依リ

刑法 ノ懲役ニ相當スル刑ニ該ル罪ト同質ノ罪ニ因

リ死刑ニ処セラレ其執行ノ免除ヲ得又ハ減輕刑

ニ因リ懲役ニ相當スル刑ニ減輕セラレタル者

② 第五十六條第三項

ノ規定ハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リ処断セラ

レタル者ニ之ヲ準用ス

刑法 第八條

レタル者ニ之ヲ準用ス

刑法 第八條

レタル者ニ之ヲ準用ス

刑法 第八條

レタル者ニ之ヲ準用ス

刑法 第八條

レタル者ニ之ヲ準用ス

刑法 第八條

レタル者ニ之ヲ準用ス

刑法 第八條

レタル者ニ之ヲ準用ス

刑法 第八條

レタル者ニ之ヲ準用ス

刑法 第八條

レタル者ニ之ヲ準用ス

刑法 施行前ニ犯シタル一罪ト

刑法 施行後ニ犯シタル一罪又ハ數罪トニ付キ同時ニ

裁判ヲ為ス場合ニ於テハ

刑法 施行前ノ罪ニ旧刑法又ハ他ノ法律ヲ適用ス可キ

トキト雖モ其罪ト

刑法 施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付キ併合罪ニ關スル

規定ヲ準用ス

第九條 刑法 施行前ニ犯シタル數罪ト

刑法 施行後ニ犯シタル一罪又ハ數罪トニ付キ同時ニ

裁判ヲ為ス場合ニ於テ

刑法 施行前ノ罪ニ旧刑法又ハ他ノ法律ヲ適用ス可キ

トキハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リテ定マリタ

ル一ノ重キ罪ト

刑法 施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付キ併合罪ニ關スル

規定ヲ準用ス

② 前項ノ場合ニ於テ

刑法 施行前ノ罪ニ

刑法 ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ヲ適用ス可キト

キハ其數罪ト

刑法 施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付キ併合罪ニ關スル

規定ヲ適用ス

第十條 刑法 施行後ニ犯シタル罪ニ付キ確定裁判アリタル後

刑法 施行前ニ犯シタル余罪ニ付キ裁判ヲ為ス場合ニ

於テハ其罪ニ旧刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタル

トキト雖モ確定裁判アリタル罪ト其罪トニ付キ

併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第十一條 刑法 施行前ニ犯シタル罪ニ付キ

刑法 施行後確定裁判アリタル後

刑法 施行前ニ犯シタル一罪ト

刑法 施行後ニ犯シタル一罪ト

刑法 施行後ノ有期懲役ニ該ル罪ヲ犯シタルトキハ累犯

ニ關スル規定ヲ準用ス

② 第七條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準

用ス

第十三條 刑法 施行後ハ旧刑法又ハ旧刑法施行前ノ法令ノ刑ニ

処セラレタル者ト雖モ刑ノ執行、仮出獄及ヒ時

効ニ付テハ

刑法 ノ規定ヲ準用ス但罰金又ハ科料ヲ完納スルコト

能ハサル者ヲ勞務場ニ留置スル場合ニ於テハ檢察

官ノ請求ニ依リ裁判所決定ヲ以テ其言渡ヲ為

ス可シ

② 前項ノ場合ニ於テハ第二條及ヒ明治十四年第八

十一号布告第一條ノ例ニ依リ主刑ノ對照ヲ為

ス可シ

③ 旧刑法ノ刑ニ処セラレタル者ノ

刑法 施行前ニ於ケル時効期間ノ起算及ヒ時効ノ中斷

刑法 施行後ニ犯シタル余罪ニ付キ裁判ヲ為ス場合ニ

於テハ確定裁判アリタル罪ニ旧刑法又ハ他ノ法

律ヲ適用シタルトキト雖モ其罪ト余罪トニ付キ

併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第十二條 第七條第一項各号ニ記載シタル者

刑法 施行後有期懲役ニ該ル罪ヲ犯シタルトキハ累犯

ニ關スル規定ヲ準用ス

② 第七條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準

用ス

第十三條 刑法 施行後ハ旧刑法又ハ旧刑法施行前ノ法令ノ刑ニ

処セラレタル者ト雖モ刑ノ執行、仮出獄及ヒ時

効ニ付テハ

刑法 ノ規定ヲ準用ス但罰金又ハ科料ヲ完納スルコト

能ハサル者ヲ勞務場ニ留置スル場合ニ於テハ檢察

官ノ請求ニ依リ裁判所決定ヲ以テ其言渡ヲ為

ス可シ

② 前項ノ場合ニ於テハ第二條及ヒ明治十四年第八

十一号布告第一條ノ例ニ依リ主刑ノ對照ヲ為

ス可シ

③ 旧刑法ノ刑ニ処セラレタル者ノ

刑法 施行前ニ於ケル時効期間ノ起算及ヒ時効ノ中斷

ニ付テハ期滿免除ニ關スル規定ニ從フ

第十四條 刑法 施行後ハ旧刑法ノ刑ニ処ス可キ者ト雖モ刑ノ執

行猶予ニ付テハ

刑法 ノ規定ヲ準用ス

② 前項ノ場合ニ於テハ第二條ノ例ニ依リ主刑ノ

對照ヲ為ス可シ

第十五條 刑法 施行前仮出獄ヲ許サレタル者及ヒ幽閉ヲ免セラ

レタル者ニ付テハ

刑法 施行ノ日ヨリ刑法ノ仮出獄ニ關スル規定ヲ準

用ス

② 施行前罰金又ハ科料ヲ納完セサル為メ輕禁錮又

ハ拘留ニ換ヘラレタル者ニ付テハ

刑法 施行前罰金又ハ科料ヲ納完セサル為メ輕禁錮又

ハ拘留ニ換ヘラレタル者ニ付テハ

刑法 施行前罰金又ハ科料ヲ納完セサル為メ輕禁錮又

ハ拘留ニ換ヘラレタル者ニ付テハ

刑法 施行前罰金又ハ科料ヲ納完セサル為メ輕禁錮又

ハ拘留ニ換ヘラレタル者ニ付テハ

刑法 施行前罰金又ハ科料ヲ納完セサル為メ輕禁錮又

ハ拘留ニ換ヘラレタル者ニ付テハ

刑法 施行前罰金又ハ科料ヲ納完セサル為メ輕禁錮又

ハ拘留ニ換ヘラレタル者ニ付テハ

刑法 施行前罰金又ハ科料ヲ納完セサル為メ輕禁錮又

ハ拘留ニ換ヘラレタル者ニ付テハ

刑法 施行前罰金又ハ科料ヲ納完セサル為メ輕禁錮又

刑法  
施行ノ日ヨリ刑法

第十八条

及ヒ

第三十条

ノ規定ヲ準用ス但留置ノ日数ハ其執行ノ日ヨリ  
起算シ刑法

第十八条

ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

第十六条 懲治場留置ノ執行ハ

刑法  
施行後ト雖モ從前ノ例ニ從フ但司法大臣ハ何時  
ニテモ其留置ヲ解キ又ハ感化院ニ入院セシムル  
コトヲ得

第十七条 闕席判決ヲ以テ言渡シタル刑ノ時効期  
間ハ其言渡ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第十八条 剥奪公権、停止公権、監視及附加ノ罰  
金ノ言渡ハ

刑法  
施行ノ日ヨリ其効力ヲ失フ但既ニ徴収シタル附  
加ノ罰金ハ之ヲ還付セス

② 附加ノ罰金ヲ納完セサル為メ換ヘラレタル禁  
錮ニ付キ亦前項ニ同シ

第十九条 他ノ法律ニ定メタル主刑ハ第二条ノ例  
ニ準シ

刑法  
ノ刑ニ対照シテ之ヲ

刑法  
ノ刑名ニ變更ス但單ニ禁錮トアルハ之ヲ有期ノ  
懲役又ハ禁錮ニ變更ス

② 他ノ法律ノ規定中剥奪公権、停止公権、監視  
及ヒ附加ノ罰金ニ処ス可キ旨ヲ定メタルモノハ  
之ヲ廢止ス

第二十条 他ノ法律ニ定メタル刑ニ付テハ其期間  
ヲ變更セス但他ノ法律中特ニ期間ヲ定メサル刑  
ニ付テハ仍ホ旧刑法總則中期間ニ關スル規定ニ  
從フ

第二十一条 他ノ法律ニ定メタル刑ヲ加重又ハ減  
輕ス可キ場合ニ於テハ第二十三条ノ場合ヲ除ク  
外旧刑法ノ加減例ニ關スル規定ニ依ル

第二十二條 他ノ法律中旧刑法ノ規定ヲ掲ケ又ハ  
旧刑法ノ規定ニ依リ若クハ之ニ依ラサルコトヲ  
定メタル場合ニ付キ

刑法  
中其規定ニ相当スル規定アルモノハ

刑法  
ノ規定ニ變更ス

② 爆発物取締罰則第十条ハ之ヲ廢止ス

第二十三条 前条ノ規定ニ依リ

ノ刑ヲ適用ス可キ場合ニ於テハ他ノ法律中刑ノ  
加重ニ關スル特別ノ規定ハ之ヲ適用セス刑ノ減  
輕ノ方法ニ付テハ

刑法  
ノ加減例ニ關スル規定ニ從フ

第二十四條 明治二十二年法律第二十八号及ヒ明  
治二十三年法律第九十九号ハ之ヲ廢止ス

第二十五條 旧刑法第二編第四章第九節ノ規定ハ  
當分ノ内

刑法  
施行前ト同一ノ効力ヲ有ス

② 刑法  
第八條

ノ規定及ヒ本法中他ノ法律ニ關スル規定ハ之ヲ  
前項ノ規定ニ準用ス

第二十六條 左ニ記載シタル罪ハ刑法第二条ノ例  
ニ從フ

一 削除

二 削除

三 明治三十八年法律第六十六号ニ掲ケタル罪

四 通貨及証券模造取締法

五 二掲ケタル罪

六 船舶法

七 二掲ケタル罪

八 船舶職員及び小型船舶操縦者法

九 二掲ケタル罪

十 船舶検査法ニ掲ケタル罪

十一 戸籍法

十二 二掲ケタル罪

十三 著作權法

十四 二掲ケタル罪

十五 削除

十六 削除

十七 削除

十八 削除

十九 削除

二十 削除

二十一 削除

二十二 削除

二十三 削除

二十四 削除

二十五 削除

二十六 削除

二十七 削除

二十八 削除

二十九 削除

三十 削除

三十一 削除

三十二 削除

三十三 削除

三十四 削除

三十五 削除

三十六 削除

三十七 削除

三十八 削除

三十九 削除

四十 削除

三 移民保護

二掲ケタル罪

第二十八條 人ノ資格其他ノ事項ニ關シ旧刑法ノ  
刑名又ハ罪別ヲ掲ケタル他ノ法律ノ規定ハ

刑法  
施行ノ為メ變更セラルルコトナシ

第二十九條 死刑、無期又ハ短期一年以上ノ懲役  
若クハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ

旧刑法ノ重罪ト看做ス

第三十條 前条ニ該当セサル懲役若クハ禁錮又ハ  
罰金ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法  
ノ輕罪ト看做ス

② 前条ニ該当セサル懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ハ他  
ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ禁錮ニ該ル罪ト  
看做ス

③ 前条ニ該当セサル懲役ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ  
適用ニ付テハ旧刑法ノ重禁錮ニ該ル罪ト看做ス

④ 前条ニ該当セサル禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ  
適用ニ付テハ旧刑法ノ輕禁錮ニ該ル罪ト看做ス

第三十一條 拘留又ハ科料ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ  
適用ニ付テハ旧刑法ノ違警罪ト看做ス

第三十二條 他ノ法律ニ定メタル罪ニシテ死刑、  
無期又ハ短期一年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル  
モノノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第三十三條 死刑、無期又ハ一年以上ノ懲役若ク  
ハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧  
刑法ノ重罪ト看做ス

第三十四條 前条ニ記載シタル者及ヒ旧刑法ノ重  
罪ノ刑ニ該当セラル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付  
テハ公権ヲ剥奪セラレタルモノト看做ス

② 前項ノ規定ハ復権ヲ得タル者ニハ之ヲ適用  
セス

第三十五條 六年未満ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金  
ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧  
刑法ノ輕罪ノ刑ニ該ルモノト看做ス

② 六年未満ノ懲役ニ該ル罪ハ他ノ法律  
ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ重禁錮ニ該ルモノト  
看做ス

③ 六年未満ノ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律  
ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ輕禁錮ニ該ルモノト  
看做ス

第三十六條 六年未満ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪  
ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ刑ノ執行ヲ終リ又ハ  
其執行ヲ受クルコトナキニ至ルマテ公権ヲ停止  
セラレタルモノト看做ス

第三十七條 他ノ法律中旧刑法第三十一條又ハ第  
三十三條ノ規定アル為メ人ノ資格ニ關シ別段ノ  
規定ヲ設ケサリシ場合ニ付テハ旧刑法第三十一  
條及ヒ第三十三條ノ規定ハ人ノ資格ニ關シ

刑法  
施行前ト同一ノ効力ヲ有ス

第五十三條

第五十二條

第五十八條

ノ規定ニ依リ刑ヲ定ム可キ場合ニ於テハ其犯罪  
事實ニ付キ最終ノ判決ヲ為シタル裁判所ノ檢察  
官其裁判所ニ請求ヲ為スコトヲ得

② 前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ被告人又  
ハ其代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ為スコトヲ得

第五十四條 刑ノ執行猶予ハ裁判所ニ於テ檢察官  
ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ刑ノ言渡ト同時ニ  
判決ヲ以テ之ヲ言渡スコトヲ得

第五十五條 刑ノ執行猶予ノ言渡ハ上訴ニ因リ其  
効力ヲ失フコトナシ但原判決ヲ取消シ又ハ破毀  
シタル場合ハ此限ニ在ラス

② 上訴裁判所ハ新ニ執行猶予ノ言渡ヲ為スコト  
ヲ得

第五十六條 刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消ス可キ場  
合ニ於テハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所在地又ハ  
最後ノ住所地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢察官其  
裁判所ニ請求ヲ為スコトヲ得

② 前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ被告人又  
ハ其代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ為スコトヲ得

第五十七條 第五十三條及ヒ前条ノ裁判及ヒ抗告  
ニ付テハ

刑事訴訟法  
ノ規定ヲ準用ス

第五十八條 明治三十八年法律第七十号ニ依リ刑  
ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケ仍ホ猶予ノ期間ヲ經過  
セサル者ハ

刑法  
ニ依リ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルモノト看  
做ス

第五十九條 明治三十九年法律第五十四号ハ之ヲ  
廢止ス

第六十條 私訴ハ公訴ニ附帶スルトキハ民事訴訟  
ノ方式ニ依ラス書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ為スコ  
トヲ得

第六十一条 贓物犯人ノ手ニ在ルトキハ被害者ノ請求ナシト雖モ之ヲ還付スル言渡ヲ為スコシ

附則

① 本法ハ

刑法

施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

②

刑法

附則其他旧刑法施行ノ為メ公布シタル法令ハ之ヲ廃止ス

附則 (明治四十二年三月八日法律第四号) 抄

① 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (明治四十二年四月一三日法律第五号) 抄

① 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (大正五年三月七日法律第一五号) 抄

① 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (大正五年三月七日法律第一七号) 抄

① 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (大正一二年四月二五日法律第七号) 抄

第三百八十三条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (昭和二年四月一日法律第四七号) 抄

① 本法ハ昭和二年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和二年八月一四日法律第七号) 抄

① 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (昭和二年四月一六日法律第六一号) 抄

第三十三条 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

附則 (平成一〇年一〇月二日法律第一一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年六月七日法律第六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。